

2010年10月11日 施行
2017年 3月17日 改正

役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程

第1条 この規定は、財団法人政治経済研究所定款第16条及び第30条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」(平成18年6月2日法律第48号)並びに「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」(平成18年6月2日法律第49号)の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

第2条 この規定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2)報酬等とは、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であつて費用とは明確に区分されるものとする。
- (3)費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費(宿泊費を含む)及び手数料等の経費をいい、報酬等とは明確に区分されるものとする。

第3条 理事及び監事、評議員は、定款第16条、第33条の規程により、次項各号を除き無報酬とする。

- 2 次の各号については、職務執行の対価として報酬を支払うことができる。
 - (1)理事会に出席の各理事及び監事に対する会議手当としての報酬。
 - (2)評議員会に出席の各理事及び監事、評議員に対する会議手当。
 - (2)代表理事及び業務執行理事の職務執行ならびに監事の監査業務に対する報酬。
- 3 前項各号の報酬の支払額は、別紙の役員及び評議員の報酬並びに費用に関する支払基準に従って決定する。

第4条 この法人は、役員等がその職務の遂行にあたって負担した費用については、別紙の役員及び評議員の報酬並びに費用に関する支払基準に従って、請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

第5条 この法人は、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」第30条第1項に定める報酬等の支給の基準として、この規定を公表するものとする。

第6条 この規程の改正は、評議員会の議決により行うものとする。

附則 この規程は、公益財団法人政治経済研究所の設立の登記の日(平成22年10月11日)から施行する。(平成22年12月16日理事会議決 平成22年12月16日評議員会承認)

別紙 役員及び評議員の報酬並びに費用に関する支払基準

1. 役員等の報酬については、定款の第16条、第33条及び役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程の第3条により、次項を除き無報酬とする。
2. 定款第16条第2項、第33条第2項各号及び役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程第3条第2項、第3項の報酬の支払基準は次の通りとする。

(1) 会議手当

	3時間までの会議	3時間を超える会議
理事及び監事	3,000円	5,000円
評議員	3,000円	5,000円

(2) 代表理事・業務執行理事の報酬支払基準

	職務執行時間	報酬額
代表理事	1日(原則8時間)	10,000円
業務執行理事	1日(原則8時間)	10,000円

(3) 監事の報酬支払基準

	監査業務時間	報酬額
監事	1日(原則8時間)	10,000円

3. 定款第16条第2項、第33条第2項各号及び役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程第4条の規程により、役員等がその職務の遂行にあたって負担した費用については次の基準に基づき支払うものとする。

(1) 交通費

- ① 交通費は全て実際の経路により実費を支給する。但し、その経路は最短時間の経路とする。
- ② 営業用乗用車(ハイヤー、タクシー等)の利用は原則として認められない。但し、諸事情によりやむを得ない場合は利用を認める。

(2) 旅費

- ① 旅費は、代表理事及び業務執行理事の執行業務に対し支払うことを原則とし、交通費、日当、宿泊料、旅行雑費を含むものとする。
- ② 交通費は、第3項「(1) 交通費」の基準を適用するものとする。
- ③ 日当は、職務執行の対価としての報酬に含まれるものとし、報酬は第2項「(2) 代表理事・業務執行理事の報酬支払基準」を適用する。
- ④ 宿泊料はおおむね10,000円を上限とするが、実費精算を原則とする。
- ⑤ 旅行雑費は最低必要限なものに対して実費を支払うものとする。

(3) その他経費

役員等がその職務の遂行に当たって負担した経費については実費を支払うものとする。

4. この支払基準の改正は、評議員会の議決を経なければならない。

附則 この規程は、公益財団法人政治経済研究所の設立の登記の日(平成22年10月11日)から施行する。(平成22年12月16日理事会議決 平成22年12月16日評議員会承認)